

令和4年度確定保険料の算定方法は例年と異なります。ご注意ください。

令和4年度確定保険料は、保険料算定基礎額と保険料額を労災保険分と雇用保険分ごとに、前期（令和4年4月1日～同年9月30日）と後期（令和4年10月1日～令和5年3月31日）に分けて算出します。

※ これに伴い、年度更新申告書と確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表の様式を変更しています。（裏面参照）

令和4年度確定保険料は、次の手順で算定してください。

ステップ1

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」に賃金の総額を記入し、前期・後期別に集計します。

ステップ2

- 「確定保険料一般拠出金算定基礎賃金集計表」の下段に新規に設けた「令和4年度確定保険料算定内訳」欄を使用し、保険料算定基礎額と保険料額を前期・後期別に算出します。

ステップ3

- ステップ2で算出した保険料算定基礎額と保険料額を、年度更新申告書の下段に新規に設けた「③期間別確定保険料算定内訳」欄及び申告書中段の「確定保険料算定内訳」欄に各々転記します。

詳しくは、同封の「申告書の書き方」パンフレット及び厚生労働省ホームページをご覧ください。

「年度更新」と検索、又は右のQRコードからアクセスできます。



◎確定保險料一般拠出金算定基礎賃金集計表

[illegible]

◎年度更新申告書

様式第6号（第24条、第25条、第33条関係）（甲）（1）

労働保険 概算・増加概算・確定保険料 申告書	継続事業 （一括有期事業を含む。）	標準 字体	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		数字「記」に当たっての注意事項をよく読んでから記入して下さい。 OCR枠への記入は上記の「標準字体」でお願いします。										
31759	石綿隠蔽被害救済法 一般拠出金	提出用										

下記のとおり申告します。

[illegible][illegible]